

標準傷害保険

約款冊子の内容は
共栄火災ホームページをご覧ください。

ネットで約款! (Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>

この街と生きていく

傷害保険のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

【信用金庫イメージキャラクター 咲坂実杏】

ケガに備える「標準傷害保険」は、 もしもの時の安心をお手頃な保険料でご提供します。

魅力

1 補償充実

- 24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。
- 家庭の内外、工作中、スポーツ中、買い物中、通勤・通学途上などのケガを補償します。
- ケガによる入院、通院は1日目から補償します。
- ご契約コースには「個人コース」の他に、ご夫婦そろってご契約いただける「夫婦コース」があります。
- 地震、噴火またはこれらによる津波によってケガをされたときにも保険金をお支払いします。
- 個人賠償責任補償特約(示談交渉サービス付帯[※])をセットすることにより、本人はもとより、お子さまやご家族の方が日常生活において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 **オプション**

※日本国内における賠償事故については、示談交渉サービス(示談代行)が受けられます。

魅力

2 手続き簡単

- 保険料は年齢・職業・性別を問わず一律です。
- ご契約の際の健康診断の受診や健康状態の告知は必要ありません。
- 保険料はご指定の口座から引き落としさせていただきますので、お申込み時に現金を用意することなくご契約いただけます。
- **1年後のご継続は、所定の年齢となるまで自動継続しますので、毎年のお手続きは不要です。**

魅力

3 万全のサポート体制

- もしも事故が起こったら・・・
すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

24時間365日受付 事故受付コールセンター 通話料無料 **0120-494-599**

- その他お問い合わせについて
ご契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。

通話料無料 **0120-284-506** 平日9:00~18:00

ご契約いただける方

- この保険に被保険者(保険の補償を受けられる方)としてご契約いただける方は、最初の保険期間の初日における年齢が**満79歳以下の方**に限ります。
- また、ご契約後にこの保険をご継続いただける方は、継続契約の保険期間の初日における年齢が**満84歳以下の方**に限ります。(保険期間の満了日時点で満85歳となっている場合は、自動継続できません。)

自動継続 について

ご契約後、保険期間の満了する日の内容で、毎年自動的にご契約が継続されます。保険料はご指定口座からの自動引き落としのため、継続手続きの手間は**ありません**。

- 1 集団扱契約で「解除予告兼コンビニ払込票」にて保険料のお支払いがされた場合等、自動継続できないこともありますのでご注意ください。
- 2 保険期間の末日(満期日)の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、原則として、保険期間の末日(満期日)の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。継続を希望されない場合は、保険期間の末日(満期日)の2か月前までに送付される「継続のご案内」に記載されている連絡先(コールセンター)へお電話いただくことにより、自動継続停止のお手続きが可能です。*通話料は無料です。
- 3 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日(始期日)とする自動継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。
- 4 継続前契約の保険金お支払状況のほか、継続時に一定の条件に合致する場合は、継続できないことや補償内容が継続前契約とは異なる場合があります。
- 5 補償内容等の変更有無にかかわらず、保険期間の末日(満期日)の2か月前までに「継続のご案内」により次のご契約についてご案内します。
- 6 保険期間の満了日時点で、満85歳となっている場合は、自動継続できません。(保険契約は終了とさせていただきます。)

選べる2つのプランをご用意!

はじめて&切り換え

新規でケガの保険にご契約される方向け

傷害プラン

弁護士費用補償プラン

ケガの補償を軽くして
弁護士費用補償に重点
すでにケガの保険にご契約済みの方向け

2つのプランをラインアップしました。

お客さまに必要な補償を選んでいただくことで、
以下の3パターンでご契約いただけます。

①

傷害プラン

日常生活の様々な傷害事故を中心に備えたプランです。

P.3をご覧ください。

②

弁護士費用補償プラン

日常生活の様々な法的トラブルを中心に備えたプランです。

P.4をご覧ください。

③

傷害プラン

+

弁護士費用補償プラン

傷害事故、法的トラブルの両方に備えたプランです。

P.3、4をご覧ください。

オプション追加で さらに安心!

オプション
個人賠償責任補償

P.3、4をご覧ください。

相手方にケガや損害を与えてしまった場合に補償します。

お客さまの必要に応じて上記①～③のいずれかのパターンに任意でセットすることができます。

③のパターンをご契約いただく場合は、傷害プランまたは弁護士費用補償プランのどちらかにセットしてください。

傷害プラン

+

オプション
個人賠償責任補償

弁護士費用補償プラン

+

オプション
個人賠償責任補償

傷害プラン

+

弁護士費用補償プラン

+

オプション
個人賠償責任補償

※ご契約につきましては、各プランごとのお申込みとなります。
まとめてのお申込みはできませんのでご注意ください。

こんなとき保険金をお支払いします。……

傷害プラン

ケガをされたときの補償

傷害死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故*によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。

傷害後遺障害保険金

急激かつ偶然な外来の事故*によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約が付帯されます。

骨折などによって背骨(脊柱)に生じた後遺障害(脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害)に対しては、後遺障害等級表の第3級以上(第1級~第3級)に該当した場合のみ、後遺障害保険金をお支払いする特約です。

(※)背骨(脊柱)以外に生じた後遺障害に対しては、第1級~第14級まで補償します。

傷害入院保険金

急激かつ偶然な外来の事故*によりケガをされ入院された場合、事故の日からその日を含めて1,000日目までの入院に対して保険金をお支払いします。

傷害通院保険金

急激かつ偶然な外来の事故*によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて1,000日目までの通院に対して90日を限度に保険金をお支払いします。

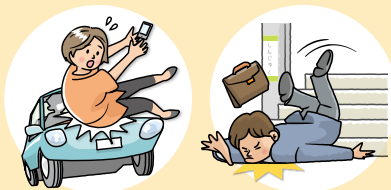
傷害手術保険金

急激かつ偶然な外来の事故*によりケガをされ、その治療のため事故の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

傷害事故例

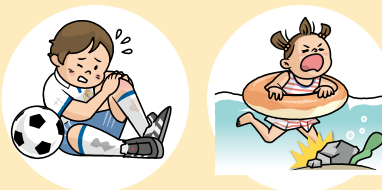
日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故*により被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。

交通事故によるケガ



- ・車にはねられてケガをした。
- ・駅のホームの階段で転んでケガをした。

スポーツやレジャー中のケガ



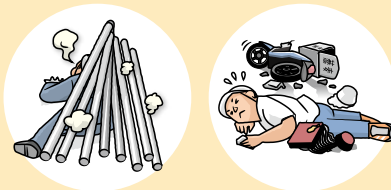
- ・スポーツ中にケガをした。
- ・海水浴に行つてケガをした。

旅行中のケガ



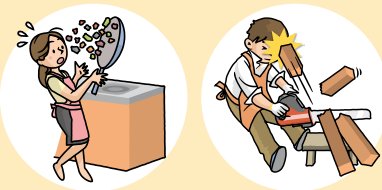
- ・海外旅行中にケガをした。
- ・ホテル火災でケガをした。

職場でのケガ



- ・資材が倒れてケガをした。
- ・商品をバイクで配送中に転倒してケガをした。

家庭内のケガ



- ・料理中にヤケドをした。
- ・日曜大工でケガをした。

天災によるケガ



- ・地震により倒れた家具でケガをした。

※「急激かつ偶然な外来の事故」については56ページ「補償の概要」の(※3)をご参照ください。

補償上乘せ!

オプション

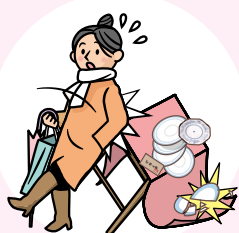
ごめんなさいで済まされないときの補償

個人賠償責任補償(示談交渉サービス付)

賠償事故例

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。



自転車で歩行者にケガをさせてしまった。



飼犬が他人にかみついでケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。



さらに充実!

弁護士費用補償プラン

ケガをされたときの補償

ケガの補償内容は **傷害プラン** の「**傷害死亡保険金**」「**傷害後遺障害保険金**」と同一ですが保険金額が異なります。

弁護士費用補償プランの補償対象

「被害事故」、「人格権侵害」、「労働関連」、「借地・借家」、「離婚調停」、「遺産分割調停」に関するトラブルで必要となる弁護士への相談、委任するための費用を補償します。

(※)自動車・原動機付自転車の所有、使用もしくは管理に起因する被害事故は補償対象外となります。

(※)「人格権侵害」および「離婚調停」に関するトラブルは、ご契約初年度の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が開始しますので、それより前にこれらの原因事実が発生していた場合には、保険金をお支払いできません。

※「傷害プラン」と「弁護士費用補償プラン」をあわせて契約することで入院、通院、手術まで幅広い補償が可能となります。

動画で
チェック!!



この補償の内容を
詳しく説明しています。

保険金の種類

① **弁護士相談費用保険金** 弁護士へ法律相談を行うときに負担した費用に対して保険金をお支払いします。

② **弁護士委任費用保険金**
(自己負担割合10%) 弁護士へトラブル解決の委任を行うときに負担した費用(着手金等)に対して保険金をお支払いします。

被害
事故
事例



虚偽の説明で偽物の絵画を買わされたが、支払った金額を取り戻したい。

労働
関連
事例



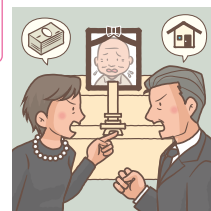
職場の上司からパワハラを受けて体調を崩し、休職を余儀なくされた。慰謝料を請求したい。

離婚
調停
事例



配偶者が働かないことから離婚を申し入れたが、折り合いがつかず、離婚調停を行うことになった。

遺産
分割
調停
事例



父親の遺産分割にあたり、兄弟間で話がまとまらず、遺産分割調停を行うことになった。

少額被害事故でも安心して弁護士に相談できます。

【自己負担1万円で30万円が取り戻せたケース】

歩道を歩いている時に、後ろから自転車に追突され、足を骨折して入院を余儀なくされた。治療費など30万円を加害者に損害賠償請求しているが、応じてくれない。弁護士に相談したいけど、費用が高そうだし…。

法律相談にかかった費用
2万円

弁護士相談費用保険金のお支払額
2万円

+

弁護士委任にかかった費用等
(着手金3万円+報酬金5万円+実費等1万円+訴訟費用1万円)
=10万円

弁護士委任費用保険金のお支払額
10万円×(100%-10%*)
=9万円

=

弁護士相談・委任にかかった費用
12万円のうち

合計11万円
の保険金のお支払い

*費用の10%は自己負担となります。

参考

弁護士相談にかかる費用の相場は、1時間で1万円と言われております。また、弁護士に委任したときに負担する費用には、着手金のほかに、報酬金や手数料等も含まれますが、報酬金の相場は相手といくらで決着したかによって異なり、弁護士委任にかかる費用が高額になるケースもあります。

補償上乘せ!

「個人賠償責任補償」への示談交渉サービス(示談代行)の自動付帯

本サービスは、被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わって、保険会社が、解決に向けた交渉を行うサービスとなります。なお、示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

サービス内容
○示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝い
○解決に向けた示談交渉(示談代行)*



*解決に向けた示談交渉は、被保険者(保険の補償を受けられる方)と被害者(相手方)の同意がある場合となります。

「弁護士費用補償プラン」にご契約、または「個人賠償責任補償」をセットいただく際のご注意

被保険者ご本人やそのご家族の方が、他にも「個人賠償責任保険金」、「弁護士相談費用保険金」、「弁護士委任費用保険金」をお支払いする保険契約等をご契約されている場合、補償が重複します。補償が重複した場合、お客さまに以下のようなデメリットが生じます。

- ①事故が生じたときには、それぞれの保険金額を合計した額まで補償されますが、必要な補償額を超えている可能性があります。
- ②複数ご契約されていると、まとめてご契約いただく場合よりも、保険料の合計が高くなる場合があります。

ご契約に際しては、他にご契約されている保険契約等の補償内容も併せてご確認ください。

こんなとき保険金をお支払いします。

補償をあわせて

補償の概要

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金(※1)
傷害死亡保険金	被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額 (注)すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。
傷害後遺障害保険金	被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に所定の後遺障害が生じた場合 (脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約付帯)	骨折などによって背骨(脊柱)に生じた後遺障害(脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害)について、お支払いする後遺障害保険金を 後遺障害等級表の第1級～第3級に該当する場合に限定し、等級に応じて死亡・傷害後遺障害保険金額の78%～100% をお支払いします。なお、背骨(脊柱)以外に後遺障害が生じた場合は、 後遺障害等級表の等級(第1級～第14級まで)に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% をお支払いします。
傷害入院保険金	被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、事故の日からその日を含めて1,000日以内に入院された場合	傷害入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。 (注2)傷害入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。
傷害手術保険金	被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術(※5)を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 ②左記①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×10 傷害入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて1,000日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。
傷害通院保険金	被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、事故の日からその日を含めて1,000日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。	傷害通院保険金日額×通院日数 <90日限度> (注1)傷害入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 (注2)傷害通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、傷害通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注3)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※8)を固定するために被保険者(※2)以外の医師の指示によりギプス等(※9)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。

弁護士委任費用・弁護士相談費用 (親族間紛争・離婚調停等)	被保険者(※2)または被保険者を親権者とする未婚のお子さま(※10)が当事者となる、保険期間中に原因事実(※11)が発生した次の①～③のいずれかに該当する紛争(※12)について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金請求権者(※13)に保険金をお支払いします。 ①被害事故(※1)に関する紛争 ②人格権侵害に関する紛争(※2) ③借地または借家に関する紛争 (※1)財物の盗難または詐取等にあつたことによる被害事故の場合、警察への届出を行ったものに限りです。 (※2)警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出の事実を客観的に証明できる紛争に限りです。	1つの弁護士相談につき、弁護士相談費用の額を、 弁護士相談費用保険金として弁護士相談費用保険金額を限度にお支払いします。また、 1つの弁護士への委任につき、所定の算出方法により算出した弁護士委任費用(着手金、報酬金、手数料、調停等の手続きに要する費用および諸経費(※14)の他、裁判所またはあつせん・仲裁機関に対して要した費用)の額から、自己負担(費用の合計の10%に相当する額)を差し引いた額(※15)を、 弁護士委任費用保険金として弁護士委任費用保険金額を限度にお支払いします。 (注1)保険期間を通じ、弁護士相談費用保険金額および弁護士委任費用保険金額をもって限度とします。 (注2)弁護士に相談または委任をされる場合は、事前に共栄火災に書面にて通知し、承認を得る必要があります。なお、お支払いする弁護士相談費用または弁護士委任費用は、事前に共栄火災が同意した額が限度となります。 (注3)同一の紛争に起因して行われた一連の弁護士相談または弁護士への委任は、弁護士相談もしくは弁護士への委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士相談または弁護士への委任とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士相談または弁護士への委任が行われた時に、一連の弁護士相談または弁護士への委任が行われたこととします。 (注4)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。
遺産分割調停等の追加補償 (労働に関する)	被保険者(※2)が当事者となる、保険期間中に原因事実(※11)が発生した次の①・②のいずれかに該当する紛争(※12)について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。ただし、被保険者が負担した、調停等に要した費用に限りです。 ①離婚調停等に関する紛争 ②遺産分割調停等に関する紛争 (注)この追加補償の保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降に可能となります。	①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ○この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
労働に関する追加補償	被保険者(※2)または被保険者を親権者とする未婚のお子さま(※10)が当事者となる、保険期間中に原因事実が発生した次に該当する紛争(※12)について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。 ○労働に関する紛争 (注)職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛を原因事実とする紛争は、警察等の公的機関もしくは企業等の相談窓口等への届出の事実を客観的に証明できるものに限りです。	$\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$ (※)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担割合および免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担割合および免責金額を適用した額とします。

個人賠償責任保険金 (オプション補償)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ○被保険者(※2)ご本人の方が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者(※2)の日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償金、訴訟費用や弁護士報酬、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等の合計額をお支払いします。 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。 (注3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ○この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
		$\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$ (注4)訴訟費用等は損害賠償金が個人賠償責任保険金額を上回る場合には個人賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者(※2)、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
 - けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
 - 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用し
ての運転中に生じた事故によるケガ
 - 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
 - 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
 - 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※6)
 - 核燃料物質の有害な特性などによるケガ
 - ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリーク
ライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まれません。)、リウ
ージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きま
す。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
 - 自動車・オートバイ・モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
 - O157などの細菌性食中毒、ノロウイルスなどのウイルス性食中毒
 - むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付ける
に足りる医学的他覚所見(※7)のないもの
 - プロボクサー等の危険な職業に従事している間に被ったケガ
- など

- 保険契約者、被保険者(※2)または被保険者を親権者とする未婚の子(※10)の
故意、重大な過失または契約違反による紛争
 - けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる紛争(ただし、自殺行為については、保
険金の支払対象となる紛争の原因事実によって自殺し、かつ、支払条件を満た
すことが明らかな場合は保険金の支払対象となります。)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による紛争(※16)
 - 財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変色、ひび
割れ、虫食い等による紛争(ただし、これにより身体の障害または他の財物の損
壊が発生している場合は保険金の支払対象となります。)
 - 職務遂行に関する紛争(ただし、「労働に関する紛争の追加補償特約」をセット
する場合は同特約による保険金の支払対象となります。)
 - 職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に関する紛争
 - 被保険者(※2)または被保険者を親権者とする未婚の子(※10)とその親族間
で発生した紛争(ただし、「親族間紛争(離婚調停等・遺産分割調停等)の追加補
償特約」をセットする場合は同特約による保険金の支払対象となります。)
 - 以下の事由に該当する「被害事故に関する紛争」
 - ・医師などによる診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - ・あんま、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復その他これらに類似のもの
 - ・法令により医師などに限り認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、
授与またはこれらの指示
 - ・身体美容または整形
 - 以下の事由に該当する「被害事故に関する紛争」または「人格権侵害に関する紛争」
 - ・環境汚染
 - ・騒音、振動、悪臭、日照不足など
 - ・電磁波障害
 - 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した「被
害事故に関する紛争」
 - 債務整理に関する紛争および金銭消費貸借契約に関する紛争(ただし、詐取に
よる「被害事故に関する紛争」に該当する場合は保険金の支払対象となります。)
 - 被保険者(※2)の行為に起因して発生したことが明らかに認められる「離婚調
停等に関する紛争」
 - 保険契約または共済契約に関する紛争(ただし、「親族間紛争(離婚調停等・遺産分割調
停等)の追加補償特約」をセットする場合は同特約による保険金の支払対象となります。)
- など

- 保険契約者、被保険者(※2)の故意による損害賠償責任
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任(※16)
 - 戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※6)
 - 職務遂行に起因する損害賠償責任(被保険者(※2)がゴルフの競技または指
導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。)
 - 被保険者(※2)と同居する親族に対する損害賠償責任
 - 他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任
 - 心神喪失に起因する損害賠償責任
 - 自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - 被保険者(※2)ご本人の方が居住する住宅以外の不動産の所有、使用または
管理に起因する損害賠償責任
- など

- (※1) 傷害保険金(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)については、すでに存在してい
た身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重
大となった場合は、左記記載にかかわらず、その影響がなかった場合に相当す
る保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。
- (※2) 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。続柄は、保
険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2
下記以外	○	—	—
傷害プラン夫婦コースの ケガの補償	○	○	—
個人賠償責任保険金*3	○	○	○

*1 保険証券記載の被保険者の方をいいます。

*2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さ
ま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血
族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴が
ないことをいいます。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していること
をいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、
実際に同居していることが基準となります。

○「同居」となる場合の例

- ・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている
場合を除きます。に)に住んでいる場合
- ・病院に一時的に入院されている場合 など

○「同居」とならない場合の例

- ・単身赴任、海外赴任している場合
- ・介護施設に永続的に入所されている場合 など

*3 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等
も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

- (※3) 急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性 = 突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性 = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性 = 身体の外部分からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨
折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、
慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外
来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

- (※4) 「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細
菌性食中毒やウイルス性食中毒は含みません。

- (※5) 対象となる手術は以下のとおりです。

■ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定
対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対
象外の手術があります。

■ 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とし
た診療行為などお支払いの対象外となるものがあります。

- (※6) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ
行為によるケガや費用・損害等は補償の対象となります。

- (※7) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等によ
り認められる異常所見をいいます。

- (※8) 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋
骨(ろっこつ)、胸骨等の約款に記載の部位をいいます。

- (※9) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に
固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)
固定帯、サポーター等は含みません。

- (※10) 「被保険者を親権者とする未婚のお子さま」とは、被保険者が親権を有する、
未成年かつ未婚のお子さまをいいます。ただし、被保険者との続柄は、原因
事実発生時におけるものをいいます。

- (※11) 「人格権侵害に関する紛争」および「離婚調停等に関する紛争」については、
原因事実が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過
する日までに発生した場合、保険金をお支払いできません。

- (※12) 日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものに限りません。

- (※13) 「保険金請求権者」とは、紛争の当事者である被保険者をいいます。なお、「被
害事故に関する紛争」または「人格権侵害に関する紛争」における原因事実
によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害
賠償請求に関する弁護士相談または弁護士への委任を行う者を含みます。

- (※14) 「諸経費」とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請
求する郵便切手代等の発送費用、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊
費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、
保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。

- (※15) お支払いする弁護士委任費用保険金の額 =

$$\text{弁護士委任費用の額} \times \left(100\% - \text{自己負担割合}10\% \right)$$
 となります。

- (※16) 天災補償はケガに関する保険金のみです。

標準傷害保険の付帯サービス一覧

あんしんダイヤル

標準傷害保険にご契約の皆様は専用ダイヤルサービスをご提供します。通話料無料でご利用いただけます。サービス利用の専用電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券同封の案内チラシをご覧ください。

サービス名	サービス内容	受付時間
健康・介護相談	健康・介護に関し、専門スタッフが相談をお受けいたします。毎日の健康づくりや、病気の症状などについての相談、全国の医療機関の情報提供など。	24時間365日 〔専門医相談・栄養相談は予約になる場合もございます。〕
専門医相談	専門医(精神科、心療内科を除く)による相談をお受けいたします。セカンドオピニオンや、近くに専門病院がない場合に有効です。	
栄養相談	栄養士が食生活の改善等に適切なアドバイスをいたします。	
年金相談	公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。	毎週 火・水・木曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
税務相談	税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。	毎週 水曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
法律相談	法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。	
介護福祉お助けサービス案内(利用時有料)	福祉送迎・病院送迎・外出介助・駆けつけ福祉・付添い・家事買物代行・蛇口の水漏れ・パイプのつまり等のサービス業者をご紹介します。各種サービスの利用に際しては、登録料のみ無料となります。	24時間365日 〔地域によってはサービス案内をできかねる場合があります。〕
緊急通報サービス案内(利用時有料)	緊急時にハンズフリー通話可能な専用装置を通じて通報ができる緊急通報サービス業者をご紹介します。月額利用料が10%割引となります。	
福祉用具相談案内(利用時有料)	介護福祉機器の取扱業者をご紹介します。公的介護保険制度を利用せずに福祉用具等を使用するときは割引制度があります。	
自宅で受けられる「がん予防検診」サービス案内(利用時有料)	早期発見と発病予防のため、検体を郵送することで自宅で居ながら受けられるがん検診(大腸がん検査、子宮頸がん検査、前立腺がん検査、胃検診)をご紹介します。 ・案内チラシ兼申込書を郵送します。 ・団体扱の特別料金でご利用いただけます。	平日9:00~17:00

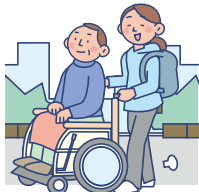
※年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行っています。早くにご予約で一杯になり、お断りすることもありますので早めのお電話をお願いします。
※ご相談の内容やご利用の状況によっては、相談をお受けできない場合や制限させていただく場合がございます。
●当サービスは予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

介護福祉お助けサービス案内

下記の各種サービスの業者紹介

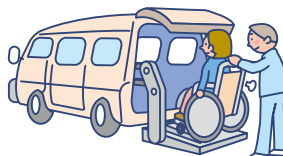
■福祉・安心サービス

- ▶ **駆けつけ福祉サポート**
ベッドから落ちて動けない! / 転倒して起き上がれない! / 安否確認 / 状況に応じた手配(救急車 / 民間救急車の手配 など)
- ▶ **福祉送迎サービス**
車いすや寝台に対応した福祉車両での送り迎え
- ▶ **介護サービス送迎**
ご自宅から介護施設への送り迎え / 温泉治療・リハビリテーションへの送り迎え
- ▶ **通院や散歩の外出介助**
病院・介護施設への付き添い / お散歩 / 車いすの外出介助 など



■救急・安心サービス

- ▶ **病院送迎サービス**
一人で病院に行くのが不安 / 電車やバスで病院に行くのが大変な方をご自宅から病院まで送り迎え
- ▶ **民間救急サービス**
病気やケガで緊急を有しない場合 / 転院や入退院、通院 など(「寝台自動車」「寝台・車いす兼用車」「車いす専用車」を利用)
- ▶ **公共救急機関のご案内**
救急車を呼ぼうか・病院にいかうか迷ったら?
- ▶ **外出先での緊急トラブル**
道に迷ってしまった / 外出先で気分が悪くなった など
駆けつけ救急サポート



■その他安心サービス

- ▶ **日常的なお掃除・洗濯のお手伝い**
お部屋の掃除・片づけ / 庭の草取り・水やり / 衣類の洗濯 / 布団干し / 窓のガラス磨き など
- ▶ **住まいのトラブル**
蛇口の水漏れ / パイプのつまり / 鍵の開錠 / ガラス工事 など
- ▶ **戸締り確認・留守宅安心サービス**
留守宅見回り / 施錠確認 / 郵便物保管 など
- ▶ **ペットのお散歩・植木の水やり**
ペットのお散歩 / 草むしり / 花木の水やり など
- ▶ **お買い物代行や食事のお手伝い**
お買い物代行・同行(重たくて持てない、具合が悪くて外出できない時など) / 簡単な料理 / 食事介助 など
- ▶ **ハウスクリーニング**
キッチン / トイレ / 換気扇 / エアコン / 浴室 / カーペット など
- ▶ **不用品・大型ゴミの回収**
大型ゴミの回収 / 重たくて持てない不用品の移動 など



※地域によってはサービス案内をできかねる場合がございます。

重要事項説明書(標準傷害保険)

- この書面では、標準傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットや普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) ご契約形態等

① ご契約形態

しんさんの傷害保険「標準傷害保険」のご契約形態は、信用金庫の会員*1の方に「集団扱契約」と、すべての方に「一般契約」とがあります。*2
 集団扱契約と一般契約とは、保険料や払込猶予期間の取扱い等が異なります。お客さまのご契約形態については、保険契約申込書に記入されたものとなりますので必ずご確認ください。なお、ご契約形態が集団扱契約の場合は、「個人会員」、「法人会員」、「法人会員の代表者」の別も保険契約申込書に記入していただきますので、併せてご確認ください。

※1 信用金庫の「会員」とは、信用金庫に出資金をお支払いいただいた方(個人会員・法人会員)をいいます。なお、集団扱契約としてご契約いただける方は、個人会員、法人会員(法人)、法人会員の代表者です。

※2 信用金庫(代理店)によっては、「集団扱契約」または「一般契約」のいずれか一方のみの取扱いとしている場合があります。

② 被保険者の年齢とご契約引受

新たにお申込みいただく際、保険始期日時点での被保険者の年齢が満80歳以上の場合、お申込みの保険を引き受けることはできません。

③ 自動継続制度と補償終了

お引き受けしたご契約の保険期間満了時は、自動継続制度により自動継続されますが、保険期間満了時点での被保険者の年齢が満85歳以上となっている場合、自動継続は停止され、補償は終了となります。

③ 主な特約の概要

特約には、次の2種類があります。

- ご契約時のお申出にかかわらず、全ての契約に自動的にセットされる特約【自動セット特約】
- ご契約時にお申出があり、共栄火災が引き受ける場合にセットされる特約【任意セット特約】

特約・補償の種類	概要
保険契約の継続に関する特約【自動セット特約】	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険期間の末日(満期日)の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、原則として、保険期間の末日(満期日)の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。 ● 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日(始期日)とする自動継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。 ● 継続前契約の保険金お支払状況のほか、継続時に一定の条件に合致する場合は、継続できないことや補償内容が継続前契約とは異なることがあります。 ● 継続契約の保険期間の初日(始期日)現在の年齢が満85歳以上となる場合にはご契約は継続されません。 ● 補償内容等の変更有無にかかわらず、自動継続する前に次のご契約についてご案内します。

(注) 自動継続停止のお申出について

保険期間の末日(満期日)の2か月前までに送付される「継続のご案内」に記載されている連絡先(コールセンター)へお電話いただくことでお手続きが可能です。(通話料無料)

(2) 商品の仕組み 契約概要

この保険は次のような場合に保険金をお支払いします。

- 様々な急激かつ偶然な外来の事故*により、保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)がケガをされたとき
- 被保険者または被保険者を親権者とする未婚のお子さまが当事者となる、保険期間中に原因事実が発生した下記のいずれかに該当する紛争について、保険期間中に弁護士に相談または委任をする場合に、その費用を負担されたとき(弁護士費用補償プランのみ)

「被害事故」、「人格権侵害」、「労働関連」、「借地・借家」、「離婚調停」、「遺産分割調停」

- 被保険者の日常生活における偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担されたとき(オプション)

※「急激かつ偶然な外来の事故」については5、6ページ「補償の概要」の(※3)をご参照ください。

(3) 被保険者の範囲 契約概要

5、6ページ「補償の概要」の(※2)をご参照ください。

(4) 基本となる補償内容 契約概要 注意喚起情報

① 保険金をお支払いする場合

5、6ページ「補償の概要」の「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

5、6ページ「補償の概要」の「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

(5) 補償重複について 注意喚起情報

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約(傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらかの保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注) 一契約のみに特約等をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約(補償)>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償	普通傷害保険 賠償責任補償特約
弁護士相談・委任費用補償	普通傷害保険 弁護士費用等補償特約

(6) 保険金額の設定等 契約概要

- 保険金額は、保険料表の『ご契約コース』でご案内しています。
- 保険金額の設定(『ご契約コース』の選択)にあたっては、次のa.~c.にご注意ください。

- a. お客さまが実際に契約する保険金額は、保険契約申込書の保険金額欄でご確認ください。
- b. 保険金額(『ご契約コース』)は、被保険者の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定(選択)してください。なお、下記ア. またはイ. のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約と合算して1,000万円までとなりますのでご注意ください。

- ア. 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
イ. 被保険者の同意がない場合

- c. 夫婦コースでご契約いただく場合、配偶者の方の年齢・同意にかかわらず、ご契約いただける配偶者の方の傷害死亡保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約と合算して1,000万円までとなります。

詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- ① 保険期間(保険のご契約期間)は1年間です。
- ② 保険責任は、新規のご契約については、保険期間の初日の午前0時に開始し、保険期間の末日の午後4時に終了します。
- ③ 継続契約の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に開始し、保険期間の末日の午後4時に終了します。

(8) 保険料の決定の仕組みと払込方法

① 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は選択されるご契約コース、オプションの有無などにより決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、全額を一時に払い込む一時払(口座振替)となります。

③ 保険料の払込猶予期間の取扱い **注意喚起情報**

○ 払込猶予期間までに保険料の払込がない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

(注) 保険料をお支払いいただく前に事故が発生し保険金をご請求される場合は、保険金をお支払いする前に保険料をお支払いいただくことがあります。

○ 保険料は、保険始期日の属する月の翌月26日*(以下「第1回引落日」といいます。)にご指定の口座から引き落とします。第1回引落日に口座振替ができなかった場合は、次のような取扱いとなります。

払込猶予	
一般契約	第1回引落日の属する月の翌月26日*に、ご指定の口座から改めて引き落とします。 (注) 一般契約の口座振替による払込の猶予は第1回引落日の属する月の翌月26日*までとなります。
集団扱契約	● 第1回引落日の属する月の翌月26日*に、ご指定の口座から改めて引き落とします。 ● 第1回引落日の属する月の翌月26日*に、引き落としができなかった場合、後日、共栄火災より解除予告兼コンビニ払込票をお送りします。そこに記載された期日までに所定のコンビニエンスストアでお支払いください。 (注) 集団扱契約の保険料の払込猶予期限は第1回引落日の属する月の翌々月末日です。

*金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 ご契約時におけるご確認事項

(1) 告知義務(保険契約申込書の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な情報として共栄火災が告知を求めるもので、保険契約申込書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■ 告知事項

- 被保険者(保険契約申込書の被保険者(本人)欄記載の方)の職業・職種
 - 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
- (注) 「他の保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2) クーリングオフ制度 **注意喚起情報**

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であってもお申込みの撤回またはご契約の解除(「クーリングオフ」といいます。)を行うことができますが、この保険の保険期間は1年のため、クーリングオフの対象とはなりません。ご契約の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

- ① 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ② 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、ご契約が無効となります。
- (注) 企業等がご契約者および傷害死亡保険金受取人となり従業員等を被保険者とする場合は、ご契約者から被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の契約についてご説明ください。
- ③ ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

3 契約締結後における注意事項

(1) ご注意いただく事項

ご契約後、保険証券記載の住所を変更した場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

(2) 解約返れい金の有無 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災までお申出ください。

■ ご注意いただく事項

・ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より少なくなります。

(3) 被保険者からのご契約の解約 **注意喚起情報**

被保険者がご契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者はご契約者に対してこの保険契約の解約を求めることができます。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領などの契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。上記のほか、ご契約の移転等の際にご契約の条件の算定基礎となる基礎率が変わる場合など、補償割合が変わる場合があります。

(3) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびそのグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ
(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)をご覧ください。

(4) 重大事由による保険契約の解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

- ③ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④ 他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
- ⑤ 前記①～④のほか、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

(5) 継続契約について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

（補償内容変更の例）

- ・特定の補償項目の保険金額を減額または増額する。
- ・お支払いする保険金の対象を少なくする特約をセットする。
- ・特定の補償項目を補償対象外とする特約をセットする。
- ・補償内容を拡大する（新たに特約をセットする等）。

(6) 事故が起こった場合

- ① 事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
- ② 損害賠償金の全部または一部を承認しようとされるときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。あらかじめご相談いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ③ 賠償事故の解決のために共栄火災がお手伝いする内容
 - 日本国内における賠償事故（日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。）の場合、示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝いをします。
 - 日本国内における賠償事故（日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。）の場合、被保険者と被害者の同意があるときは、被保険者のために示談交渉を行います。ただし、被保険者が正当な理由なく共栄火災への協力を拒まれた場合には、示談交渉を行いません。
- ④ 事故が発生した場合は、保険金の請求書、ケガ・損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害との関係、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- ⑤ 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

(7) その他

万一ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、保険会社にご照会ください。

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル **0570-022-808** [受付時間] 平日9:15~17:00
通話料有料

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

お申込みいただいた後には…

▶ ご家族の方にも保険のご契約内容についてお知らせください。《代理請求制度について》

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を

請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にもこの保険をご契約していること、およびご契約内容の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

その他お問い合わせについて

ご契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。



通話料無料

0120-284-506

受付時間

平日9:00-18:00

もしも事故が起きたら

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。



24時間365日受付 事故受付コールセンター

通話料無料

0120-494-599

保険に関するご相談・苦情は

商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターでも承ります。

カスタマーセンター

通話料無料

0120-719-112

受付
時間

平日9:00-18:00

その他ご注意

- このパンフレットは標準傷害保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
- 標準傷害保険は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- この保険契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

〈引受保険会社〉

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

〈取扱代理店〉